|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **建築基準法上の道路の取扱い調査依頼書** | | | | | | | 年度 | | No. |
|  | |  |
| **注意事項** | (1)本件調査依頼書は調査対象地に接する前面道路について、建築基準法上の法的判断を行うものです。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(2)添付書類は申請時に下記添付書類１～７項目の書類を提出願います。（１４条地図、謄本は３ヶ月以内のものとし、コピーしたもので構いません。）なお、係員から判断資料としてその他関係書類の追加提出をお願いする場合がありますので、御協力願います。 (3)調査期間は、資料が整ったときから最低２週間程度要しますので御理解願います。 (4)調査依頼の関係資料は、判断した証拠書類としますので返却できません。あらかじめ控えを取るようにお願いします。 　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(5)前面道路が２項道路と判定した場合、「高松市狭あい道路拡幅整備要綱」に基づき、協議が必要です。 | | | | | | | | |
| 調査依頼年月日 | | 年　　月　　日 | | | | | | | |
| 調査依頼者 | | 住　所 |  | | | | | （連絡先） | |
| 氏　名 |  | | | | |
| 土地所在 | |  | | | | | | 地目 |  |
| 土地所有者  住所・氏名 | |  | | | | | | | |
| 道路区分 | | 県道・市道・農道・土地改良道・私道 | | 幅員 | | ｍ  ｍ | | 水路幅 | ｍ  ｍ |
| 前面道路が  私道の場合 | | 私道部分の所　　　在 | 高松市 | | | | | 地　目 |  |
| 土地所有者住所・氏名 |  | | | | | | |
| 持分関係 |  | 地役権設　定 |  | | | | |
| **私道の注意事項** | | **私道については民事上の判定ではなく、建築基準法上の道路の取扱いの判断となります。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　また、通行権等の民事上の問題に関しては、個別に関係当事者間と十分な協議及び再確認が必要となります。** | | | | | | | |
| 土地利用目的 | | 住宅・併用住宅・分譲住宅・共同住宅・事務所・倉庫・納屋・店舗・その他 | | 新築・増築・建替 | | | | 区　域 |  |
| 添付書類 | | １．□　周辺見取図  ２．□　土地謄本  ３．□　公図（不動産登記法による１4条地図の写）  ４．□　旧図（附図）  ５．□　道路部分に地番が記載されている私道の場合はその土地謄本 (閉鎖謄本）  ６．□　現況写真　（２方向からの撮影及び前景写真）  ７．□　その他資料（特に必要な資料として特定行政庁より求められるもの） | | | | | | | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 都市計画区域指定その他 | □　大正１５年５月１９日〔　旧都市計画法、市全域を都市計画区域に指定　〕 | | | |
| □　昭和２５年５月２４日〔　建築基準法制定　法律第二百一号　昭和２５年１１月１６日施行　　〕 | | | |
| □　昭和３４年２月２１日〔　都市計画区域を女木・男木町及び亀水町（大鎚・小鎚島）を除く区域に拡大　〕 | | | |
| □　昭和４６年４月１日　〔　特定行政庁発足　〕 | | | |
| □　昭和５９年４月１０日〔　旧国分寺町　〕 | | | |
| □　昭和５９年９月１日　〔　旧香川町　〕 | | | |
| □　平成１６年５月１７日〔　特定用途制限地域の指定（線引き制度の廃止）、山田地区一部、旧香南町　〕 | | | |
| 現地調査 | 年　　　月　　　日 | 再調査 | 年　　　月　　　日 | |
| 判断 | 法４２条１項（　□１号　□２号　□３号　□４号　□５号　）  □　法４２条２項　　　開発（　　－　　　　）・道路位置指定（　　　－　　　　）  □　法の道路に該当しない | | | |
| 確定日 | 年　　　月　　　日 | | |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 年　月　日 | 調　査　録　・　判　断 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

* 法４３条２項適用（１号認定　基準　　　　・２号許可　基準　　　　　）

|  |
| --- |
| 法４３条２項２号適用について  既存建物等の救済措置であり、基準によっては、新たな更地、分筆により発生した土地等に適用することは認められないことから、道路位置指定、開発道路を設置して基準を満たしていく必要があります。 |

|  |
| --- |
| **２項道路の幅員＝1.8ｍ≦W（道路幅）＜4ｍ　　、　　水路に接する場合の取扱い** |

